

令和 5 年 度
学 則

福岡県太宰府市石坂 2 丁目 1 2 番 1 号

筑紫女学園大学

○筑紫女学園大学学則

昭和62年12月23日

規則第4号

最近改正 令和4年2月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法及び学校教育法に従い高等学校を卒業した女子、又はこれと同等以上の資格がある女子に対してさらに高い教養と専門の学芸を授け、ことに仏教精神に基づき教育を施して、徳性豊かな女性を育成することを目的とする。

(名称)

第2条 本学は筑紫女学園大学と称する。

第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限

(学部学科専攻及び収容定員)

第3条 本学に文学部、人間科学部及び現代社会学部を置く。

- 2 文学部に、日本語・日本文学科、英語学科及びアジア文化学科を置く。ただし、教育上の目的に沿って定められた教育課程については、必要な事項を別に定める。
- 3 人間科学部に人間科学科を置き、人間科学科に心理・社会福祉専攻及び初等教育・保育専攻を置く。ただし、教育上の目的に沿って定められた教育課程については、必要な事項を別に定める。
- 4 現代社会学部に現代社会学科を置く。ただし、教育上の目的に沿って定められた教育課程については、必要な事項を別に定める。
- 5 前各項に定める学部、学科及び専攻の収容定員は、次のとおりとする。

学部	学科	専攻	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
文学部	日本語・日本文学科		90人	3人	366人
	英語学科		100人	2人	404人
	アジア文化学科		80人	3人	326人
人間科学部	人間科学科	心理・社会福祉専攻	130人	—	520人
		初等教育・保育	150人	—	600人

		専攻			
現代社会学部	現代社会学科		120人	—	480人

(学部の目的)

第3条の2 本学の各学部の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 文学部は、建学の精神に基づき確かな人間観を基盤として、言語・文化を通して人間の生き方を学び、幅広い教養と高度なコミュニケーション能力を身に付け、多様な文化背景を持つ他者と協働して、社会の発展に貢献できる女性の育成を目的とする。
- (2) 人間科学部は、建学の精神に則って、人間の生涯発達や生活を取り巻く諸課題に対する科学的認識を深め、その解決に向けて適切に対処するための実践的な知識と技術をもって、人間が互いに支え合って生きることを支援する社会づくりに貢献できる女性の育成を目的とする。
- (3) 現代社会学部は、建学の精神に基づき豊かな人間性と幅広い教養を基盤として、社会学分野及び現代社会にかかわる特定領域の基礎的な知識を身に付けることで、現代社会の様々な問題を多様な視点から理解し、分析する能力を獲得するとともに、社会の中で他者との協働を通して自己実現を果たし、社会の発展に貢献できる女性の育成を目的とする。

(学科及び専攻の目的)

第3条の3 文学部の各学科の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 日本語・日本文学科は、日本語・日本文学・日本文化に関する専門知識を基盤に、豊かでの確かな言語感覚と表現力、論理的な思考力を身に付けて、他者と協働し、国際共生社会の幅広い分野で活躍できる女性を育成する。
- (2) 英語学科は、英語学や英語圏の文学・文化に関する専門知識を基盤とする国際感覚と高度なコミュニケーション能力を身に付け、他者への理解と尊重をもって、国際共生社会の幅広い分野で活躍できる女性を育成する。
- (3) アジア文化学科は、言語・社会・文化の観点からアジアの多様な社会事情について多角的、体験的に理解を深め、他者への理解と尊重をもって、国際共生社会の幅広い分野で活躍できる女性を育成する。

2 人間科学部人間科学科の各専攻の目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 心理・社会福祉専攻は、人間の生涯発達及び人間と社会に関する科学的認識を基盤として、家庭や地域・職場などの生活場面において生起する諸課題に対する理解を深め、

確かな専門知識と技術をもって、人間・社会支援に貢献できる女性を育成する。

(2) 初等教育・保育専攻は、人間の生涯発達と心の働きに対する科学的認識を基盤として、子どもの発達を取り巻く場面において生起する諸課題に対する理解を深め、確かな専門知識と技術をもつ支援者として、人間・社会に貢献できる女性を育成する。

3 現代社会学科は、現代社会の諸問題を知り、社会学をはじめとする様々な領域の学びを融合することで得られる創造的な視点で、継続的かつ多様な社会活動の実践を通して発見した社会の具体的な課題を分析し、他者と協働する中で解決策を提案・実現できる女性を育成する。

(大学院)

第3条の4 大学に大学院を置く。

2 大学院に関する規則は、別に定める。

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月**31**日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月**30**日まで

後期 **10**月1日から翌年3月**31**日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の期間の始期、終期について臨時に変更することができる。

3 授業を行う期間は、試験等の期間を含め、年間**35**週にわたることを原則とする。

(休業日)

第7条 休業日は次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和**23**年法律第**178**号）に規定する休日

学園創立記念日 5月**13**日

春期休業日 3月**26**日から4月5日まで

夏期休業日 8月1日から9月**19**日まで

冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、退学及び休学

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- 一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 三 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- 四 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 六 文部科学大臣の指定した者
- 七 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により、文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む)
- 八 本学において、個別の入学資格審査により高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者で、18歳に達したもの

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を本学所定の方法により納入のうえ、出願しなければならない。

- 2 出願の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続き及び入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに身元保証

書その他本学所定の書類を提出するとともに、別に定める入学金及び前期施設設備費を納入しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学・再入学・転学部等)

第13条 学長は、次の各号の一に該当する女子で本学に編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

(1) 大学の卒業生又は修業者並びに退学者

(2) 他の大学に在籍中の者

(3) 短期大学又は高等専門学校の卒業生

(4) 専修学校の専門課程を修了した者

2 学長は、本学の退学者で、同一学科に再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に入学を許可することがある。

3 学長は、本学の学生で転学部、転学科又は転専攻（以下「転学部等」という。）のいずれかを希望する者があるときは、選考の上、転学部等を許可することがある。

4 前3項の規定により入学を許可された者及び転学部等を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て学長が決定する。

5 編入学及び再入学並びに転学部等について必要な事項は、別に定める。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により2ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して3年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項の在学期間に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍・復籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- 一 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
 - 二 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
 - 三 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
 - 四 長期間にわたり行方不明の者
- 2 前項第1号により除籍された者が復籍を願い出たときは、学長はこれを許可することができる。復籍に関する必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第19条 文学部の授業科目は、共通科目群及び学科専攻科目群により構成する。

- 2 人間科学部の授業科目は、共通科目群及び専攻科目群により構成する。
- 3 現代社会学部の授業科目は、共通科目群及び専攻科目群により構成する。
- 4 文学部、人間科学部及び現代社会学部の共通科目群中、外国人留学生及び海外帰国生科目は、第46条及び第47条の規定により入学を許可された外国人留学生及び海外帰国生に対して開講するものとする。
- 5 授業科目及びその単位数等は別表第一(1)から別表第一(7)までに定めるとおりとする。

(単位の計算方法)

第20条 各授業科目の単位数は、1単位の履修時間を教室内及び教室外を合わせて45時間とし、次の基準により計算するものとする。

- 一 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 二 演習については、15時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、30時間の授業をもって1単位とする。
- 三 実習及び実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、45時間の授業をもって1単位とする。
- 四 一の授業科目について、講義、演習、実習及び実技のうち、2以上の方法の併用により行う場合については、前3号の組み合わせに応じ、別に定める時間をもって1単位とする。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修した者に対しては、試験の上、所定の単位を与えるものとする。

(学習の評価)

第22条 学習の評価は、秀、優、良、可及び不可をもって表わし、可以上を合格とする。

(科目の自由履修)

第23条 学生は、他学部・他学科・他専攻の科目（以下「他学部等科目」という。）を、別に定めるところにより履修することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修)

第24条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生の願いに基づき、教授会の議を経て、学生が他の大学又は短期大学における授業科目の履修を許可することができる。

2 学長は、前項の規定により履修した授業科目の単位を、教授会の議を経て、**60単位**を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

ただし、第26条に規定する入学前の学修について認定された単位がある場合は、その単位数と合わせて**60単位**を超えない範囲とする。

3 第1項の履修期間は原則として1年以内とし、在学期間に算入する。

4 前3項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合にも準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生の願いに基づき、教授会の議を経て、学生が短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を許可することができる。

2 学長は、前項の規定により学修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、前条第2項により修得した単位数と合わせて**60単位**を超えない範囲で本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

ただし、第26条に規定する入学前の学修について認定された単位がある場合は、その単位数と合わせて**60単位**を超えない範囲とする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が本学に入学前に大学又は短期大学等において修得した授業科目の単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することができる。

2 学長は、教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が入学前に行った前条第

- 1 項に規定する学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により修得したものと認定することができる、あるいは与えることができる単位数は、編入学及び再入学の場合を除き、合わせて**60**単位を超えないものとする。

第6章 卒業及び学位

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表第一**(1)**から別表第一**(7)**に定める授業科目について、別表第一**(8)**において、所属学科又は専攻ごとに定める単位数を修得しなければならない。

- 2 学生は、第23条により履修した他学部等の科目を、**20**単位を限度として、卒業に必要な自由選択科目の単位数に組み入れることができる。

(卒業の認定及び学位)

第28条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目及び単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書並びに次の学位を授与する。

学部	学科・専攻	学位
文学部	日本語・日本文学科	学士（文学）
	英語学科	学士（文学）
	アジア文化学科	学士（文化学）
人間科学部	人間科学科	心理・社会福祉専攻 学士（人間科学）
		初等教育・保育専攻 学士（人間科学）
現代社会学部	現代社会学科	学士（現代社会）

第7章 免許状及び資格等

(教育職員免許状)

第29条 本学において取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学科・専攻	免許状の種類
日本語・日本文学科	中学校教諭 1 種免許状（国語）
	高等学校教諭 1 種免許状（国語）
英語学科	中学校教諭 1 種免許状（英語）
	高等学校教諭 1 種免許状（英語）
アジア文化学科	中学校教諭 1 種免許状（社会）
	高等学校教諭 1 種免許状（地理歴史）

高等学校教諭1種免許状（公民）

人間科学科心理・社会福祉専攻 中学校教諭1種免許状（社会）

高等学校教諭1種免許状（福祉）

高等学校教諭1種免許状（公民）

人間科学科初等教育・保育専攻 幼稚園教諭1種免許状

小学校教諭1種免許状

特別支援学校教諭1種免許状

2 文学部及び人間科学部人間科学科心理・社会福祉専攻において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位を、別表第二及び別に定めるところにより修得しなければならない。

3 人間科学部人間科学科初等教育・保育専攻において、教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位を、別表第一の中から、別に定めるところにより修得しなければならない。

（学校図書館司書教諭）

第29条の2 本学（現代社会学部を除く）において学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、教育職員免許状の取得と併せて、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程に基づく所定の授業科目及び単位を、別表第三及び別に定めるところにより修得しなければならない。

（博物館学芸員資格）

第30条 文学部において博物館学芸員の資格を取得しようとする者は、博物館法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位を、別表第四及び別に定めるところにより修得しなければならない。

（社会福祉士国家試験受験資格）

第30条の2 人間科学部人間科学科心理・社会福祉専攻において社会福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に基づく所定の授業科目及び単位を、別に定めるところにより修得しなければならない。

（保育士資格）

第30条の3 人間科学部人間科学科初等教育・保育専攻において保育士の資格を取得しようとする者は、児童福祉法及び同法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位を、別に定めるところにより修得しなければならない。

（精神保健福祉士国家試験受験資格）

第30条の4 人間科学部人間科学科心理・社会福祉専攻において精神保健福祉士国家試験受験資格を取得しようとする者は、精神保健福祉士法第7条第1号に基づく所定の授業科目及び単位を、別表第五及び別に定めるところにより修得しなければならない。

第30条の5 削除

第30条の6 削除

第30条の7 削除

(公認心理師国家試験受験資格)

第30条の8 人間科学部人間科学科心理・社会福祉専攻心理コースにおいて公認心理師国家試験受験資格を取得しようとする者は、公認心理師法及び公認心理師法施行規則に基づく所定の授業科目及び単位を、別に定めるところにより修得しなければならない。

第30条の9 削除

第30条の10 削除

第30条の11 その他の資格については別に定める。

(副専攻の修了)

第31条 本学において副専攻の修了証書を受けようとする者は、所定の授業科目及び単位を、別に定めるところにより修得しなければならない。

第31条の2 削除

第31条の3 削除

第31条の4 削除

第31条の5 削除

第31条の6 削除

第31条の7 削除

第8章 入学金、授業料その他の費用

(入学金等の金額)

第32条 本学の入学金、授業料、施設設備費及び教育充実費については、別に定める。

(編入生の入学金、授業料等)

第32条の2 編入生の入学金は半額とする。ただし、筑紫女学園大学短期大学部又は筑紫女学園短期大学卒業生の編入生の入学金は免除する。

2 編入生の授業料等は、編入年次に在籍する学生の額と同額とする。

(授業料、施設設備費及び教育充実費の納入期)

第33条 授業料、施設設備費及び教育充実費の納入期は、別に定める。

(その他の費用)

第34条 第32条に定める納付金以外の費用については、別に定める。

(退学及び停学の場合の授業料等)

第35条 学期の途中で退学し、又は除籍された者の当該期分の授業料その他必要な費用(以下「授業料等」という。)は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第36条 休学を許可され、又は命ぜられた者については、休学した月から復学した月の前月までの授業料等を免除する。

(復学の場合の授業料)

第37条 学期の中途において復学した者は、復学した月から当該期末までの授業料等を復学した月に納付しなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第38条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月までの授業料等を納付するものとする。

(納付した入学金、授業料等)

第39条 納付した入学金、授業料等は、原則として返付しない。

2 前項に関わらず、入学を許可された者が入学の辞退をした場合、所定の期日までに入学辞退の旨を本学所定の書式にて本学に申し出た場合は、施設設備費を返付する。

第9章 教職員組織

(職員組織)

第40条 本学に学長、副学長、文学部長、人間科学部長、現代社会学部長、教授、准教授、講師、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(名誉教授)

第40条の2 本学に名誉教授の称号を設ける。

2 名誉教授に関する規則は、別に定める。

第10章 教授会及び委員会

(教授会)

第41条 本学各学部に教授会を置く。

2 教授会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 教授会は、専任の教授、准教授及び講師をもって組織する。

5 この条に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第41条の2 本学に学生の教育、厚生補導等、その他大学の運営に関して委員会を設ける。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第42条 本学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

第12章 聴講生、科目等履修生

(聴講生)

第43条 学長は、本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者がいるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第44条 学長は、科目等履修生として本学で開設する授業科目を履修しようとする者は、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生として履修を志願できる者の資格及び単位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 社会人、外国人留学生及び海外帰国生

(社会人)

第45条 学長は、社会人で第9条の各号のいずれかに相当する入学資格を有し、本学に入学を志願する者がいるときは、選考の上、社会人として入学を許可することができる。

2 社会人について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第46条 学長は、外国人で大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生が、外国人留学生及び海外帰国生に関する授業科目を履修して得た単位については、別表第一(1)に定めるところにより、共通教養科目又は共通科目の単位に替えることができる。

3 本条に定めるもののほか、外国人留学生については、本学の学生に関する諸規則を準用する。

4 外国人留学生についてその他必要な事項は、別に定める。

(交換留学生)

第46条の2 本学と外国の大学等との間において締結した大学間交流協定に基づき交換する学生があるときは、選考の上、交換留学生として入学を許可することがある。

2 交換留学生について必要な事項は、別に定める。

(海外帰国生)

第47条 学長は、日本人で外国の中等教育（高等学校に対応する学校における教育）を受けた者で、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、海外帰国生として入学を許可することがある。

2 海外帰国生に係る卒業の要件として修得すべき単位数は必要があると認めた場合は第46条第2項を準用する。

3 海外帰国生についてその他の必要な事項は、別に定める。

第14章 賞罰

(表彰)

第48条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第49条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

- 三 正当な理由がなくて出席が常でない者
- 四 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第15章 附属施設等

(附属施設及び附置機関)

第50条 本学に教育に必要な附属施設及び附置機関として、次の各号に掲げる組織を置く。

(1) 附属施設

- ア 附属図書館
- イ 人間文化研究所
- ウ 臨床心理センター

(2) 附置機関

- ア 統合教育センター
- イ 情報化・ICT活用推進センター
- ウ 学生サポートセンター
- エ 高大連携センター
- オ 進路支援センター
- カ 実習支援センター
- キ ボランティア活動センター
- ク 社会連携センター
- ケ 女性活躍支援センター
- コ 国際交流センター
- サ 宗教教育センター

2 附属施設及び附置機関に関する規定は、別に定める。

第50条の2 削除

第50条の3 削除

第50条の4 削除

第51条 削除

第16章 厚生施設

(学生寮)

第52条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関する規則は、別に定める。

第52条の2 削除

第17章 自己点検等

(自己点検等)

第53条 本学は、建学の精神に則り、教育研究の水準の向上並びに社会的使命の達成を図るため、それらの活動状況の自主的・点検、評価を恒常的に行う。

2 自己点検・評価に関し必要な事項は別に定める。

第18章 学則の改廃

(改廃)

第54条 この学則の改廃は、教授会の議を経て理事会が行う。

付 則

この学則は、昭和63年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成元年4月1日から施行し、平成元年度第1年次入学生から適用する。ただし、第10条の改正規定は、昭和63年11月9日から適用する。

付 則

この学則は、平成元年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度第1年次入学生から適用する。

付 則

この学則は、平成3年4月1日から施行し、平成3年度第1年次入学生から適用する。ただし、第10条の改正規定は、平成3年度入学志願者から適用する。

付 則

1 この学則は、平成3年4月1日から施行する。

2 第3条の規定にかかわらず入学定員は、平成3年度から平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
文学部	日本語・日本文学科	100人
	英語学科	100人

付 則

この学則は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度第1年次入学生から適用する。た

だし、入学検定料については、平成4年度入学志願者から適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成3年**11月26日**から施行する。
- 2 学則**第24条**の改正規定は、平成3年**11月26日**から施行し、平成4年3月卒業生から適用する。

付 則

この学則は、平成4年4月1日から施行し、平成4年度第1年次入学生から適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 ただし、**第19条**別表については、次のとおり適用する。
 - 一 別表**第一(2)**、別表**第二(2)**、別表**第三(2)**は平成3年度入学生について適用する。
 - 二 別表**第一(3)**、別表**第二(3)**、別表**第三(3)**は平成2年度入学生について適用する。
 - 三 別表**第一(4)**、別表**第二(4)**、別表**第三(4)**は平成元年度・昭和**63**年度入学生について適用する。

付 則

この学則は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度第1年次入学生から適用する。ただし、入学検定料については、平成5年度入学志願者から適用する。

付 則

この学則は、平成4年**10月1日**から施行する。

付 則

この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度第1年次入学生から適用する。ただし、休業日及び入学資格の改正規定は、平成5年**11月12日**から適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成6年4月1日から施行し、平成6年度第1年次入学生から適用する。
- 2 従前の付則中**第24条**は**第27条**に読み替えるものとする。

付 則

この学則は、平成7年4月1日から施行する。ただし、**第31条**、**第32条**の改正規定は、平成7年度第1年次入学生から適用する。

付 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 従前の付則中**第24条**は**第25条**に、**第27条**は**第28条**に、**第31条**は**第32条**に、**第32条**は第

33条にそれぞれ改める。

付 則

この学則は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この学則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度第1年次入学生から適用する。ただし、入学検定料については、平成9年度入学志願者から適用する。

付 則

この学則は、平成9年4月1日から施行し、平成9年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成9年4月1日から施行する。ただし、別表第三については、平成6年度第1年次生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 第3条の規定にかかわらず入学定員は、平成10年度から平成11年度までの間は、次のとおりとする。

学部	学科	入学定員
文学部	日本語・日本文学科	150人
	英語学科	150人

附 則

この学則は、平成11年4月1日から施行し、平成11年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度第1年次入学生から適用する。
- 2 学則第3条の規定にかかわらず、平成12年度の学生定員は、次のとおりとする。

学科	年度	平成12年度			平成13年度		
		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
日本語・日本文学科		150		550	150		600
英語学科		150		550	150		600
アジア文化学科		100	10	420	100	10	420

人間福祉学科	150	10	620	150	10	620
--------	-----	----	-----	-----	----	-----

附 則

この学則は、平成**13**年4月1日から施行し、平成**13**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成**13**年4月1日から施行する。ただし、改正後の学則第**29**条の規定、別表第一**(3)**、**(5)**、**(6)**及び別表第二は、平成**13**年度第1年次入学生から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成**11**年度及び平成**12**年度入学生のうち高等学校教諭1種免許状（福祉）を取得しようとする者については、改正後の学則第**29**条の規定を適用することができる。

附 則

この学則は、平成**14**年4月1日から施行し、平成**14**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成**14**年4月1日から施行し、平成**14**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成**15**年4月1日から施行し、平成**15**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成**15**年4月1日から施行する。ただし、第**29**条及び第**30**条の4の改正規定は、平成**15**年度第1年次入学生から適用し、第**10**条の改正規定は平成**15**年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成**15**年4月1日から施行し、平成**15**年度第1年次入学生から適用する。ただし、改正後の学則第**30**条の5の規定は、平成**14**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成**17**年4月1日から施行し、平成**17**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成**17**年4月1日から施行する。ただし、第3条、第**19**条、第**27**条、第**28**条、第**29**条、第**30**条及び第**31**条の規定は、平成**17**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成**18**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**19**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**19**年4月1日から施行する。ただし、第**19**条、第**27**条、第**30**条の3及び第**30**条の6の改正規定は、平成**19**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成**19**年4月1日から施行する。
- 2 平成**18**年9月**15**日開催の第**275**回理事会の議決を経て追加した第**30**条の6の規定に係わる経過措置については、その適用を解く。

附 則

この学則は、平成**20**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**21**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**21**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**22**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**22**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**23**年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成**23**年4月1日から施行する。ただし、第3条、第**13**条、第**19**条、第**23**条、第**27**条、第**28**条、第**29**条、第**30**条、第**30**条の2、第**30**条の3、第**30**条の4、第**30**条の5、第**31**条、第**32**条及び第**46**条の改正規定は、平成**23**年度第1年次入学生から適用し、第**10**条の改正規定は、平成**23**年度入学志願者から適用する。
- 2 第3条の改正規定にかかわらず、人間福祉学科及び発達臨床心理学科は、当該学科に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、平成**25**年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科	年度	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	人間福祉学科	—	370人	—	240人	—	120人
	発達臨床心理学科	—	310人	—	200人	—	100人

附 則

この学則は、平成**23**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**23**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**24**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**25**年9月**13**日から施行する。ただし、第3条第3項の改正規定は平成**23**年度1年次入学生から適用する。

付 則

この学則は、平成**26**年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成**27**年4月1日から施行し、平成**27**年度第1年次入学生から適用する。
- 2 第3条の改正規定にかかわらず、英語メディア学科は、当該学科に在籍する者が在籍しなくなるまでの間、存続するものとし、平成**29**年度までの収容定員は、次のとおりとする。

学部・学科		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
文学部	英語メディア学科	—	304 人	—	204 人	—	102 人

附 則

この学則は、平成**27**年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成**27**年4月1日から施行する。ただし、第**12**条及び別表第八の改正規定は、平成**27**年度第1年次入学者から適用する。

附 則

この学則は、平成**28**年4月1日から施行する。ただし、第**32**条、第**33**条及び別表第八の改正規定は平成**28**年度第1年次入学生から適用し、第**10**条及び別表第七の改正規定は、平成**28**年度入学志願者から適用する。

附 則

この学則は、平成**30**年4月1日から施行し、平成**30**年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行し、平成30年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第18条第2項の改正規定は、平成29年度の除籍者から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成30年6月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和2(2020)年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、令和3(2021)年4月1日から施行し、令和3(2021)年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和4(2022)年4月1日から施行し、令和4(2022)年度第1年次入学生から適用する。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度第1年次入学生から適用する。

別表第一

(1) 全学部 共通科目群

区分	授業科目	必修・選択別単位数		備考
		必修	選択	
全学 共通科目 コア 仏教	仏教と人間Ⅰ	2		授業科目の開講時期、履修方法並びに単位の修得方法については別に定める。
	仏教と人間Ⅱ	2		
	仏教と社会Ⅰ	2		
	仏教と社会Ⅱ	2		

女性		キャリアデザイン	2		日本語A~Cの修得単位は、全学共通科目コミュニケーションの単位に充当できる。 日本事情A~Cの修得単位は、全学共通科目学びへのドアの単位に充当できる。	
		ジェンダー論入門	2			
		女性とウエルネス I		1		
		女性とウエルネス II		1		
		ウエルネス・スポーツ論		1		
		女性とキャリア A		1		
		女性とキャリア B		1		
		女性と文化 A		1		
		女性と文化 B		1		
基礎 情報 スキルズ コミ	基礎	基礎ゼミナール	2		免許(現代社会学部を除く)、資格、副専攻の取得に関する授業科目の履修方法及び単位の修得方法については別に定める。	
		日本語コミュニケーション		2		
	情報		情報処理基礎演習	1		
			データサイエンス基礎演習	1		
			情報科学概論			2
			データサイエンス応用演習 A			1
			データサイエンス応用演習 B			1
	スキルズ		英語スキルズ I			1
			英語スキルズ II			1
	コミ		フランス語 I			1
			コミュニケーション			1
			中国語 I			1
			中国語 II			1
			韓国語 I			1
			韓国語 II			1
			はじめての手話 I			1
		はじめての手話 II		1		
		英語スキルズ III		1		
		TOEIC Preparation		1		
世界 への ドア 社会 ド への	世界	国際社会と文化 A		2		
		国際社会と文化 B		2		
	への ドア		スタディ・アブロード A		2	
			スタディ・アブロード B		2	
		Global Project		1		
	社会 ド への		キャリアコミュニケーション		1	
			パーソナルファイナンス		1	
			キャリアプラン		1	

		企業研究		1
		インターンシップ研究		1
		Social Project		1
	学 びへの ドア	哲学		1
		倫理		1
		メディア		1
		芸術		1
		教育		1
		心理		1
		環境		1
		生命		1
		ダイバーシティ論		2
		日本国憲法		2
		人権教育		2
	海外帰国生 外国人留学生 及び	日本語 A		2
		日本語 B		2
		日本語 C		2
		日本事情 A		2
		日本事情 B		2
		日本事情 C		2
		日本事情 D		2

(2) 日本語・日本文学科 専攻科目群

区分	授業科目	必修・選択別 単位数		備考
		必修	選択	
文学部多 文化共生科目	異文化コミュニケーション		2	授業科目の開講時期、履修方法並びに単位の修得方法については別に定める。
	異文化探求 PBL		2	
	国際文化論		2	
	言語学		2	
	対照言語学		2	
	コミュニケーションと心理		2	
	比較文化論		2	
	日本文化論		2	
基礎科 目	日本事情		2	免許、資格、副専攻の取得に関する授業科目の履修方法及び単位の修得方法については別に定める。
	日本語学概論	2		
	古代文学概論（日本文学史を含む）	2		

		中・近世文学概論（日本文学史を含む）	2		
		近・現代文学概論（日本文学史を含む）	2		
		中国文学概論		2	
日本語学	基幹科目	日本語の語彙		2	
		日本語学特殊講義		2	
		日本語文法論		2	
		日本語音声論		2	
		日本の方言		2	
		日本語の歴史		2	
		日本語教育法 A I		2	
		日本語教育法 A II		2	
	日本語教材研究		2		
	発展科目	日本語学演習 I		2	
		日本語学演習 II		2	
		古代日本語研究		2	
		現代日本語研究		2	
		日本語とジェンダー		2	
		日本語教育法 B I		2	
		日本語教育法 B II		2	
		日本語教育実習		1	
		日本語教育演習 I		2	
日本語教育演習 II			2		
日本文学	A群	源氏物語を読む		2	
		江戸の小説を読む		2	
		現代文学を読む		2	
		漢字と故事成語		2	
		日本文学特殊講義		2	
		古典文学基礎研究		2	
		近・現代文学基礎研究		2	
		文学と女性		2	
	日本の詩歌		2		
	発展科目	古文読解		2	
		現代文読解		2	
		漢文読解		2	
		B群	基幹科目	古代文学講読 I	
	古代文学講読 II			2	
中・近世文学講読 I			2		

		中・近世文学講読Ⅱ		2
		近・現代文学講読Ⅰ		2
		近・現代文学講読Ⅱ		2
		中国文学講読Ⅰ		2
		中国文学講読Ⅱ		2
	発展科目	古代文学演習Ⅰ		2
		古代文学演習Ⅱ		2
		中・近世文学演習Ⅰ		2
		中・近世文学演習Ⅱ		2
		近・現代文学演習Ⅰ		2
		近・現代文学演習Ⅱ		2
		中国文学演習Ⅰ		2
		中国文学演習Ⅱ		2
日本文化	基幹科目	日本史Ⅰ		2
		日本史Ⅱ		2
		考古学		2
		文化人類学		2
		現代文化論		2
		日本芸能論		2
		日本文化特殊講義		2
		仏教文化特殊講義		2
		日本文化研究入門		2
		民俗学Ⅰ		2
		民俗学Ⅱ		2
		ビジュアル日本史		2
		仏教文化論		2
	発展科目	日本文化演習Ⅰ		2
		日本文化演習Ⅱ		2
		日本伝統文化演習		2
		文化遺産論		2
		書道・書道史		2
		書誌学		2
		日本美術史		2
文化観察演習		2		
シミュレーション 現代 コミ	基幹科目	日本語表現演習Ⅰ	2	
		日本語表現演習Ⅱ		2
		プレゼンテーション演習		2

	マスコミュニケーション論		2	
	マスメディアの表現		2	
	発展科目	対人コミュニケーション論		2
		出版メディア論		2
		編集技術		2
		朗読とアナウンス		2
		文芸創作 I		2
		文芸創作 II		2
		出版メディア演習		2
卒業論文	卒業論文	4		

(3) 英語学科 専攻科目群

区分	授業科目	必修・選択別単位数		備考
		必修	選択	
文学部多文化共生科目	異文化コミュニケーション		2	授業科目の開講時期、履修方法並びに単位の修得方法については別に定める。 免許、資格、副専攻の取得に関する授業科目の履修方法及び単位の修得方法については別に定める。
	異文化探求 PBL		2	
	国際文化論		2	
	言語学		2	
	対照言語学		2	
	コミュニケーションと心理		2	
	比較文化論		2	
	日本文化論		2	
	日本事情		2	
基礎科目	Core English I		1	
	Core English II		1	
	Core Oral English I		1	
	Core Oral English II		1	
	Pronunciation I	1		
	Pronunciation II	1		
	英語コミュニケーション入門		2	
	アカデミック・スキルズ	2		
基幹	ECP	Reading and Writing A I	2	
		Reading and Writing A II	2	
		Conversation A I	1	
		Conversation A II	1	
		Intoroduction to TOEIC	1	

		Reading and Writing B I	2	
		Reading and Writing B II	2	
		Conversation B I	1	
		Conversation B II	1	
		TOEIC Training : Pre-Intermediate	1	
		TOEIC Practice: Pre-intermediate	1	
	英語学	英語文学 A	2	
		英語学概説		2
		英語音声学	2	
		英語文法論 I	2	
		英語文法論 II	2	
		英語文学 B	2	
	文化	英語文学 C	2	
発展	ECP	News Media		2
		TOEIC Training: Intermediate	1	
		TOEIC Practice: Intermediate	1	
		English Communication I		1
		English Communication II		1
		Academic Reading		2
		Academic Writing		2
		Business Communication I		2
		Business Communication II		2
		English Meaning and Use I		2
		English Meaning and Use II		2
		Presentation for Debate		2
	TOEIC Practice: Advanced		1	
	英語学・英語圏文学史	イギリス文学史		2
英語圏文学史			2	
英語発達史			2	
世界英語研究			2	
英語文学研究			2	
英語圏児童文学研究			2	
英語圏女性作家研究			2	
英語翻訳研究		2		
ツム	Tourist English		2	
	Hospitality-service English		2	
	Airline English I		2	

	Airline English II		2
	旅行実務		2
	観光文化論		2
	グローバルツーリズム I		2
	グローバルツーリズム II		2
	英語通訳研究		2
	国際観光論		2
異文化理解	ヨーロッパの社会と文化		2
	世界遺産論		2
	Intercultural Communication I		2
	Communication Theory		2
	現代ポップカルチャー		2
	Intercultural Communication II		2
	異文化研究		2
言語教	早期英語教育研究		2
	日本語教育法 A I		2
	日本語教育法 A II		2
	日本語教材研究		2
	英語教育演習 I		2
	小学校英語教育研究		2
	日本語教育法 B I		2
	日本語教育法 B II		2
	英語教育演習 II		2
ゼミ	専門ゼミナール	2	
	卒業ゼミナール I	2	
	卒業ゼミナール II	2	
卒業論文	卒業論文		4
特殊講	英語学特殊講義		2
	英語圏文化特殊講義		2
	海外研修特殊講義		1

(4) アジア文化学科 専攻科目群

区分	授業科目	必修・選択別単位数		備考
		必修	選択	
共生文化学 目	異文化コミュニケーション		2	授業科目の開講時期、履修方法並びに単位の修
	異文化探求 PBL		2	

		国際文化論		2	得方法については別に定める。	
		言語学		2		
		対照言語学		2		免許、資格、副専攻の取得に関する授業科目の履修方法及び単位の修得方法については別に定める。
		コミュニケーションと心理		2		
		比較文化論		2		
		日本文化論		2		
		日本事情		2		
基礎科目		東アジア地域入門		2		
		東南アジア地域入門		2		
		南アジア地域入門		2		
		アジア文化基礎ゼミナール		2		
基幹 言語	中国	中国語初級Ⅰ		2		
		中国語初級Ⅱ		2		
		中国語中級Ⅰ		2		
		中国語中級Ⅱ		2		
		中国語検定試験対策 A		1		
		中国語検定試験対策 B		1		
		中国語観光ガイド		2		
		中国語上級Ⅰ		2		
		中国語上級Ⅱ		2		
		中国語作文Ⅰ		2		
		中国語作文Ⅱ		2		
		ビジネス中国語		2		
	中国語通訳		2			
	韓国	韓国語会話Ⅰ		1		
		韓国語会話Ⅱ		1		
		韓国語作文Ⅰ		2		
		韓国語作文Ⅱ		2		
		韓国語能力試験対策Ⅰ		1		
		韓国語能力試験対策Ⅱ		1		
		ビジネス韓国語		2		
		韓国語通訳		2		
		韓国語観光ガイド		2		
	アジア 諸言	アジア実用英語		2		
		インドネシアの言語と文化		2		
		インドの言語と文化		2		
		ビジネス英語		2		

		英語で読む現代アジア		2
	日本語教育	日本語教育法 A I		2
		日本語教育法 A II		2
		日本語教育法 B I		2
		日本語教育法 B II		2
		日本語教育演習 I		2
		日本語教育演習 II		2
社会		国際	政治学概論 (国際政治学を含む)	
	経済学概論 (国際経済学を含む)			2
	法律学(国際法を含む)			2
	現代韓国論			2
	現代中国論			2
	現代東南アジア論			2
	現代南アジア論			2
	社会学概論			2
	アジア経済論			2
	アジア政治論			2
	NPO・NGO 論			2
	東アジア地域協力論			2
	アジア女性労働論			2
	時事アジア			2
	地理	世界史		2
		考古学		2
		東アジア近現代史		2
		東南アジア近現代史		2
		南アジア近現代史		2
		人文地理学		2
		自然地理学		2
		地誌学		2
		近代日本とアジア		2
		日中交流史		2
		文化	アジア芸能史	
アジア芸術思想論			2	
世界遺産論			2	
アジアと仏教			2	
体験－ミュージアムで学ぶアジア	2			
体験－アジア文化			2	

	仏教美術史		2
	海域文化交流論		2
	イスラム地域文化論		2
	アジアの民族音楽		2
	多文化共生論		2
	中国の少数民族文化		2
	シルクロード文化交流論		2
	日本美術史		2
発展科目	専門ゼミナールⅠ	2	
	専門ゼミナールⅡ	2	
	卒業ゼミナールⅠ	2	
	卒業ゼミナールⅡ	2	
	卒業論文		4
特殊講義科目	アジア文化特殊講義		2
	海外研修・留学特殊講義		1
	言語文化特殊講義		2

(5) 人間科学科心理・社会福祉専攻 専攻科目群

区分	授業科目	必修・選択別単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	心理学概論		2	授業科目の開講時期、履修方法及び単位の修得方法については別に定める。 免許、資格、副専攻の取得に関する授業科目の履修方法及び単位の修得方法については別に定める。
	発達心理学		2	
	ソーシャルワーク総論Ⅰ		2	
	ソーシャルワーク総論Ⅱ		2	
	社会学概論Ⅰ		2	
	政治学概論（国際政治学を含む）		2	
	経済学概論（国際経済学を含む）		2	
	法律学（国際法を含む）		2	
	日本史		2	
	世界史		2	
	教育・学校心理学		2	
	臨床心理学概論		2	
	家族社会学		2	
	地域社会学		2	
	地誌学		2	
人文地理学		2		

	自然地理学		2
	カウンセリング概論		2
	心理・社会福祉実践演習		2
基幹科目	心理基礎ゼミナール	2	
	社会福祉基礎ゼミナール	2	
	心理学実験		2
	感情・人格心理学		2
	障害者・障害児心理学		2
	人体の構造と機能及び疾病		2
	発達臨床心理学		2
	教育心理学概論		2
	知覚・認知心理学		2
	学習・言語心理学		2
	心理学研究法		2
	公認心理師の職責		2
	心理学的支援法		2
	精神疾患とその治療		2
	福祉心理学		2
	心理学とキャリアデザイン		2
	心理学統計法		2
	社会・集団・家族心理学（家族心理学）		2
	社会・集団・家族心理学（社会・集団心理学）		2
	健康・医療心理学		2
	神経・生理心理学		2
	発達障害者の心理と支援		2
	社会福祉原論Ⅰ		2
	社会福祉原論Ⅱ		2
	医学概論Ⅰ		2
	医学概論Ⅱ		2
	社会学概論Ⅱ		2
	権利擁護を支える法制度論Ⅰ		2
	権利擁護を支える法制度論Ⅱ		2
	社会保障論Ⅰ		2
社会保障論Ⅱ		2	
精神医学Ⅰ		2	
精神医学Ⅱ		2	

	精神保健学Ⅰ		2
	精神保健学Ⅱ		2
	精神保健福祉の原理Ⅰ		2
	精神保健福祉の原理Ⅱ		2
	ソーシャルワークの方法Ⅰ		2
	ソーシャルワークの方法Ⅱ		2
	ソーシャルワークの方法Ⅲ		2
	ソーシャルワークの方法Ⅳ		2
	スクール（学校）ソーシャルワーク論		2
	地域福祉論Ⅰ		2
	地域福祉論Ⅱ		2
	社会福祉運営管理論		2
	社会福祉調査法		2
発展科目	コミュニケーションスキルⅠ		2
	コミュニケーションスキルⅡ		2
	心理的アセスメントⅠ		2
	心理的アセスメントⅡ		2
	グループアプローチ		2
	関係行政論		2
	司法・犯罪心理学		2
	産業・組織心理学		2
	心理演習		2
	心理学的フィールドワーク		2
	心理文献演習Ⅰ（乳幼児）		2
	心理文献演習Ⅰ（児童・青年）		2
	心理文献演習Ⅰ（成人）		2
	心理文献演習Ⅱ（臨床）		2
	心理文献演習Ⅱ（福祉・教育）		2
	心理文献演習Ⅱ（文献講読）		2
	ストレスマネジメント演習		2
	職業心理学（働き方と心理学）		2
	体験的アプローチ演習		2
	プレゼンテーション演習		2
	発達援助の技法		2
	心理実習指導		1
心理実習Ⅰ		2	

	心理実習Ⅱ		2
	公的扶助論		2
	高齢者福祉論		2
	介護概論		2
	障害者福祉論Ⅰ		2
	障害者福祉論Ⅱ		2
	児童・家庭福祉論Ⅰ		2
	児童・家庭福祉論Ⅱ		2
	社会福祉実習入門		1
	医療福祉論		2
	介護技術演習		2
	司法福祉論		2
	ソーシャルワーク演習Ⅰ		2
	ソーシャルワーク演習Ⅱ		2
	ソーシャルワーク演習Ⅲ		2
	ソーシャルワーク演習Ⅳ		2
	ソーシャルワーク演習Ⅴ		2
	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ		1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ		1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅲ		1
	ソーシャルワーク実習指導Ⅳ		1
	ソーシャルワーク実習Ⅰ		1
	ソーシャルワーク実習Ⅱ		4
ゼミナール	心理専門ゼミナール	2	
	社会福祉専門ゼミナール	2	
	卒業ゼミナールⅠ	2	
	卒業ゼミナールⅡ	2	
	卒業論文		4

(6) 人間科学科初等教育・保育専攻 専攻科目群

区分	授業科目	必修・選択別単位数		備考
		必修	選択	
基礎科目	心理学概論		2	授業科目の開講時期、履修方法並びに単位の修得方法については別に定める。
	発達心理学		2	
	社会学概論Ⅰ		2	
	社会福祉論		2	

	保育原理		2	免許、資格、副専攻の取得に関する授業科目の履修方法及び単位の修得方法については別に定める。
	特別支援教育総論		2	
	教育・学校心理学		2	
	臨床心理学概論		2	
	子ども環境論		2	
	ボランティア・NPO論		2	
	知的障がい者の教育		2	
	カウンセリング概論		2	
	現代社会と教育・保育		2	
基幹科目	教職入門		2	
	教育心理		2	
	音楽概論		2	
	図画工作		1	
	子どもと健康		1	
	子どもと人間関係		1	
	子どもと環境		1	
	子どもと言葉		1	
	初等国語科概論		2	
	初等算数科概論		2	
	初等社会科概論		2	
	基礎的教育技術		2	
	保育者論		2	
	基礎的保育技術		2	
	知的障がい者の心理・生理・病理		2	
	教育原理		2	
	教育経営論		2	
	特別支援教育論		2	
	音楽基礎		1	
	音楽演習		1	
	体育		1	
	子どもと表現Ⅰ（音楽）		1	
	子どもと表現Ⅱ（造形）		1	
	初等理科概論		2	
	初等英語科概論		2	
	初等生活科概論		2	
	初等家庭科概論		2	
	子ども家庭福祉		2	

	障がい児保育	2
	子どもの保健	2
	子どもの健康と安全	2
	肢体不自由者の心理・生理・病理	2
	病弱者の心理・生理・病理	2
	教育方法論（ICTの活用含む）	2
	教育相談	2
	教育課程論	2
	ICT機器活用法	2
	道徳教育指導論	2
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2
	生徒・進路指導	2
	教職教養Ⅰ	2
	教職教養Ⅱ	2
	社会的養護Ⅰ	2
	乳児保育Ⅰ	2
	保育の心理学	2
	子ども家庭支援の心理学	2
	子ども家庭支援論	2
	子どもの食と栄養	2
	コミュニケーション障がいの視点からみる知的障がい者の心理・生理・病理	2
	子どもの理解と援助	2
	教育史	2
	学級経営論	2
発展Ⅰ	初等教科教育法（算数）	2
	保育内容演習（言葉）	2
	保育内容演習（表現）	2
	保育内容総論	2
	幼児教育実習指導Ⅰ	1
	初等教科教育法（国語）	2
	初等教科教育法（理科）	2
	初等教科教育法（音楽）	2
	初等教科教育法（体育）	2
	初等教科教育法（英語）	2
	初等教科教育法（社会）	2
	保育実習指導Ⅰ（保育所）	1

	絵本と子ども I		2
	保育内容演習 (健康)		2
	保育内容演習 (人間関係)		2
	保育内容演習 (環境)		2
	初等教科教育法 (図画工作)		2
	初等教科教育法 (生活)		2
	初等教科教育法 (家庭)		2
	技能・表現の探求		2
	初等教育実習指導		1
	社会的養護 II		2
	乳児保育 II		2
	保育実習指導 I (施設)		1
	保育実習指導 II		1
	絵本と子ども II		2
	器楽		1
	肢体不自由教育		2
	病弱教育		2
	知的障がい者教育方法論		2
	視覚障がい者の心理・生理・病理と指導法		2
	重複障がい・LD等の心理・生理・病理と指導法		2
	幼児教育実習指導 II		1
	教職実践演習 (幼・小)		2
	授業方法の探求		2
	教育技術の探求		2
	保育・教職実践演習 (幼稚園)		2
	子育て支援		2
	遊びの実践演習		1
	特別支援教育実習指導		1
	聴覚障がい者の心理・生理・病理と指導法		2
ゼミナール	人間科学プレゼミナール	2	
	卒業ゼミナール I	2	
	卒業ゼミナール II	2	
	卒業論文		4
実習	見学実習		1
	幼児教育実習 I		2

	幼児教育実習Ⅱ		2
	初等教育実習Ⅰ		2
	初等教育実習Ⅱ		4
	保育実習Ⅰ		4
	保育実習Ⅱ		2
	保育実習Ⅲ		2
	特別支援学校教育実習		3

(7) 現代社会学科 専攻科目群

区分	授業科目	必修・選択別単位数		備考		
		必修	選択			
学科	社会学基礎	社会学入門	2		授業科目の開講時期、履修方法及び単位の修得方法については別に定める。 資格、副専攻の取得に関する授業科目の履修方法及び単位の修得方法については別に定める。	
		社会学概説 A		2		
		社会学概説 B		2		
		社会学概説 C		2		
		社会学概説 D		2		
		社会学概説 E		2		
	社会デザイン基礎科目	社会デザイン基礎	社会デザイン基礎Ⅰ	2		
			社会デザイン基礎Ⅱ	2		
			データから見る社会	2		
			社会デザイン基礎Ⅲ			2
			社会デザイン基礎Ⅳ			2
			デジタルリテラシー論			2
			マーケティング基礎			2
			調査データの集め方			2
			調査データの読み方			2
			調査データの扱い方		2	
			質的調査法		2	
	量的調査法		2			
	社会調査実習演習		2			
	キャリア	キャリア	ライフキャリア論	2		
			キャリアスキル入門Ⅰ		2	
			キャリアスキル入門Ⅱ		2	
			人間関係論		2	
			生活と経済		2	
			応用キャリアスキルⅠ		2	

		応用キャリアスキルⅡ		2
		産業心理学		2
現代社会理解	SDGs 理解	SDGs 概論	2	
		現代社会特殊講義Ⅰ		1
		現代社会特殊講義Ⅱ		1
	人間文化	表現文化論	2	
		文化ディア文化論		2
		持続可能経営論		2
		ジェンダー・セクシュアリティ・スタディーズ		2
		映像表現論		2
	地域 繁栄	ソーシャルビジネス論	2	
		地域資源論		2
		音楽文化論		2
		マネジメント論		2
		観光学		2
		住環境デザイン		2
		創造性とアート		2
	地球環境	環境生態学	2	
		地域環境論		2
		循環型社会論		2
		生物多様性		2
		防災論		2
	平和共生	人権平和論	2	
		共生社会論		2
		人権平和フィールドワーク		2
		人種関係論		2
		公共政策論		2
	パ ッ プ 構築	地域デザイン論	2	
		非言語表現論		2
視覚デザイン			2	
コンテンツ文化論			2	
ゼミナ ール	現代社会基礎ゼミナール	2		
	社会デザイン入門ゼミナールⅠ	2		
	社会デザイン入門ゼミナールⅡ	2		
	基礎専門ゼミナールⅠ	2		
	基礎専門ゼミナールⅡ	2		
	社会デザイン実践ゼミナールⅠ	2		

	社会デザイン実践ゼミナールⅡ	2	
	専門ゼミナールⅠ	4	
	専門ゼミナールⅡ	4	
	卒業ゼミナールⅠ	4	
	卒業ゼミナールⅡ	4	

(8) 卒業に必要な履修単位数 (最低単位数)

① 日本語・日本文学科

科目区分			必修 単位	選択単位			合計	
				必修 選択	学科 選択	自由 選択		
全学共通科目	コア	仏教	8				124	
		女性	4					
	スキルズ	基礎	2	2				
		情報	2					
		コミュニケーション		2				
	ドアーズ	世界へのドア		2				
		社会へのドア		2				
学びへのドア			2					
文学部多文化共生科目				4		20	124	
基礎科目			8					
日本語学	基幹科目			8				
	発展科目							
日本文学	A群	基幹科目		4	28			
		発展科目						
	B群	基幹科目		8				
		発展科目						
日本文化	基幹科目			8				
	発展科目							
現代コミュニケーション	基幹科目		2	4				
	発展科目							
卒業論文			4					
			30	46	28			20

注

- 1 他学部等科目は、共通科目及び学科専攻科目を含め 20 単位を上限に「自由選択科目」の単位として含めることができる。
- 2 教育職員免許状を取得しようとする者については、国語科教育法Ⅰ及び国語科教育法Ⅱを「自由選択科目」単位として含めることができる。

② 英語学科

科目区分			必修 単位	選択単位			合計
				必修 選択	学科 選択	自由 選択	
全学	コア	仏教	8				124
		女性	4				
	共通科目	基礎	2	2			
		スキルズ	2				
		コミュニケーション			2		
	ドアーズ	世界へのドア			2		
		社会へのドア			2		
		学びへのドア			2		
	学科	文学部多文化共生科目			4		
基礎科目		4					
基幹科目		ECP	15				
		英語学・英語圏文学／文化	12				
専攻科目		ECP	2	4			
		英語学・英語圏文学／文化					
		ツーリズム					
		発展科目	異文化理解				
			言語教育				
			ゼミナール・卒業論文	6			
	特殊講義						
			55	18	31	20	124

注

- 1 他学部等科目は、共通科目及び学科専攻科目を含め 20 単位を上限に「自由選択科目」の単位として含めることができる。
- 2 教育職員免許状を取得しようとする者については、英語科教育法Ⅰ及び英語科教育法Ⅱを「自由選択科目」単位として含めることができる。

③ アジア文化学科

科目区分			必修 単位	選択単位			合計	
				必修 選択	学科 選択	自由 選択		
全学共通科目	コア	仏教	8				124	
		女性	4					
	スキルズ	基礎	2	2				
		情報	2					
		コミュニケーション		2				
	ドアーズ	世界へのドア			2			
		社会へのドア			2			
学びへのドア				2				
学科専攻科目	文学部多文化共生科目			4		28	20	
	基礎科目		8					
	基幹科目	言語	中国語		6			
			韓国語					
			アジア諸言語					
	基幹科目	社会	日本語教員					
			国際関係		10			
			地理歴史		6			
	文化		2		6			
	発展科目		8					
特殊講義科目								
			34	42	28	20	124	

注

- 1 他学部等科目は、共通科目及び学科専攻科目を含め 20 単位を上限に「自由選択科目」の単位として含めることができる。
- 2 教育職員免許状を取得しようとする者については、社会科教育法Ⅰ及び社会科教育法Ⅱ、社会科・地歴科教育法Ⅰ及び社会科・地歴科教育法Ⅱ、社会科・公民科教育法Ⅰ及び社会科・公民科教育法Ⅱを「自由選択科目」の単位として含めることができる。

④ 人間科学科心理・社会福祉専攻

科目区分	必修	選択単位	合計
------	----	------	----

			単位	必修 選択	学科 選択	自由 選択		
全学	コア	仏教	8	2		20	124	
		女性	4					
	共通科目 スキルズ	基礎	2					
		情報	2					
		コミュニケーション						2
	ドアーズ	世界へのドア						2
		社会へのドア						2
学びへのドア			2					
専攻	基礎科目			6	36			
	基幹科目		2	16				
	発展科目			12				
		ゼミナール	6					
			24	44	36	20	124	

注

- 1 他学部等科目は、共通科目及び学科専攻科目を含め 20 単位を上限に「自由選択科目」の単位として含めることができる。
- 2 教育職員免許状を取得しようとする者については、福祉科教育法Ⅰ及び福祉科教育法Ⅱ、社会科・公民科教育法Ⅰ及び社会科・公民科教育法Ⅱ、社会科教育法Ⅰ及び社会科教育法Ⅱを「自由選択科目」の単位として含めることができる。

⑤ 人間科学科初等教育・保育専攻

科目区分			必修 単位	選択単位			合計
				必修 選択	学科 選択	自由 選択	
全学	共通科目	コア	8	2		20	130
		女性	4				
	スキルズ	基礎	2	2			
		情報	2				
		コミュニケーション					

	ドアーズ	世界へのドア		2			
		社会へのドア		2			
		学びへのドア		2			
専攻科目	基礎科目			8	30		
	基幹科目		6	20			
	発展科目			14			
		ゼミナール	6				
		実習					
			28	52	30	20	130

注

- 1 他学部等科目は、共通科目及び学科専攻科目を含め 20 単位を上限に「自由選択科目」の単位として含めることができる。

⑥ 現代社会学科

科目区分			必修 単位	選択単位			合計
				必修 選択	学科 選択	自由 選択	
全学	コア	仏教	8				124
		女性	4				
	共通科目 スキルズ	基礎	2	2			
		情報	2				
		コミュニケーション			2		
	ドアーズ	世界へのドア			2		
		社会へのドア			2		
学びへのドア				2			
学科	学科基礎科目	社会学基礎	2	2	4	20	
		社会デザイン基礎	6	4			
		キャリア	2	2			
	現代社会理解	SDGs 理解	2	8	6		
		人間文化	2				
		地域繁栄	2				
		地球環境	2				
		平和共存	2				

	パートナーシップ構築	2				
	ゼミナール	30				
		68	26	10	20	124

注

- 1 他学部等科目は、共通科目及び学科専攻科目を含め 20 単位を上限に「自由選択科目」の単位として含めることができる。

別表第二

中等教職に関する専門科目群

区分	授業科目名	必修・選択別 単位数		備考
		必修	選択	
日本語・日 本文学科 英語学科 アジア文化 学科 人間科学科 心理・社会 福祉専攻	中等教育原理		2	中1種免許状・高1種免許状取得のために必要な授業科目の開講時期、履修方法並びに単位の修得方法については別に定める。
	教職入門		2	
	教育経営論		2	
	教育心理		2	
	特別支援教育論		2	
	教育課程論		2	
	道徳教育指導論		2	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法		2	
	教育方法論 (ICTの活用含む)		2	
	生徒・進路指導		2	
	学校教育相談		2	
	中等教育実習指導		1	
	教育実習 I		4	
	教育実習 II		2	
教職実践演習 (中・高)		2		
特別活動実習		1	免許法施行規則に定める大学が独自に設定する科目	
日本語・日	国語科教育法 I		4	

本文学科	国語科教育法Ⅱ		4
英語学科	英語科教育法Ⅰ		4
	英語科教育法Ⅱ		4
アジア文化 学科	社会科・地歴科教育法Ⅰ		2
	社会科・地歴科教育法Ⅱ		2
アジア文化 学科	社会科教育法Ⅰ		2
	社会科教育法Ⅱ		2
人間科学科	社会科・公民科教育法Ⅰ		2
心理・社会 福祉専攻	社会科・公民科教育法Ⅱ		2
人間科学科	福祉科教育法Ⅰ		2
心理・社会 福祉専攻	福祉科教育法Ⅱ		2

別表第三

学校図書館司書教諭に関する専門科目群

区分	授業科目名	必修・選択別 単位数		備考
		必修	選択	
日本語・日本 文学科 英語学科 アジア文化学 科 人間科学科	学校経営と学校図書館		2	資格取得のために必要な授業科目、開講時期、履修方法並びに単位の修得方法については別に定める。
	学校図書館メディアの構成		2	
	学習指導と学校図書館		2	
	読書と豊かな人間性		2	
	情報メディアの活用		2	

別表第四

博物館に関する専門科目群

区分	授業科目名	必修・選択別単 位数		備考
		必修	選択	
日本語・日本	生涯学習概論		2	資格取得のために必要な授業科

文学科	博物館概論		2	目（別に必要な関連科目を含む。）の開講時期、履修方法並びに単位の修得方法については別に定める。
英語学科	博物館経営論		2	
アジア文化学科	博物館資料論		2	
	博物館資料保存論		2	
	博物館展示論		2	
	博物館教育論		2	
	博物館情報・メディア論		2	
	博物館実習		3	

別表第五

精神保健福祉士国家試験受験資格に関する専門科目群

区分	授業科目名	必修・選択別単位数		備考
		必修	選択	
人間科学科 心理・社会福祉 専攻	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅰ		2	資格取得のために必要な授業科目、開講時期、履修方法並びに単位の修得方法については別に定める。
	ソーシャルワークの理論と方法（専門）Ⅱ		2	
	精神障害リハビリテーション論		2	
	精神保健福祉制度論		2	
	精神保健福祉援助演習Ⅰ		2	
	精神保健福祉援助演習Ⅱ		2	
	精神保健福祉援助演習Ⅲ		2	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅰ		1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅱ		1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅲ		1	
	精神保健福祉援助実習指導Ⅳ		1	
	精神保健福祉援助実習		4	